

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 第3回自転車（トラック・レース）競技会運営委員会



会議資料

わた SHIGA 輝く国スポ 自転車（トラック・レース）競技会

本大会まであと 208 日

第79回国民スポーツ大会

会期前：令和7年（2025年）9月6日（土）～9月25日（木）

本会期：令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

第24回全国障害者スポーツ大会

令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

報告事項	1
(1)第 59 回全国都道府県対抗自転車競技大会（わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技リハーサル大会）実施結果	3
(2)SAGA2024 国民スポーツ大会自転車（トラックレース）競技会視察結果	11
(3)準備状況・今後のスケジュール	21
参考資料	23
(1)わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則	25
(2)わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程	31

報告事項

- (1) 第 59 回全国都道府県対抗自転車競技大会（わた SHIGA 輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技リハーサル大会）実施結果
- (2) SAGA2024 国スポ自転車（トラックレース）競技会視察結果
- (3) 準備状況・今後のスケジュール





第59回全国都道府県対抗自転車競技大会 (わたSHIGA輝く国スポ自転車(トラック・レース)競技リハーサル大会) 実施結果





1 大会概要

◆日程

公式練習 令和6年9月21日(土)～22日(日)
 競技 // 9月23日(月)～24日(火)
 ※ロード・レース 令和6年9月22日(日)

◆会場

京都向日町競輪場
 ※ロード・レース 東近江市特設ロードレースコース

◆種目

- ・ケイリン(男子A/B)(女子)
- ・スプリント(男子ABC)(女子)
- ・ポイント・レース(男子A/BC)(女子)
- ・スクラッチ(男子A/BC)(女子)
- ・1kmタイムトライアル(男子A/BC)
- ・500mタイムトライアル(女子)
- ・4kmチーム・パーシュート(男子AB)
- ・チームスプリント(男子AB)(女子)

滋賀県選手団の活躍

男子総合第2位
 女子総合第9位



◆来場者数(競技日)

34都府県
 参加

選手監督	252名/日
競技役員	72名/日
補助員・ボランティア	11名/日
競技会係員	15名/日
医師・看護師	4名/日
観覧者	延べ298名



2 競技会場

◆配置

- ・実施本部や競技本部、競技補助員控室等多くの諸室を選手管理センター内に配置。
- ・1チーム1つのテントを設置し、選手監督の控所として利用。
- ・更衣所や検車所をはじめとする選手関係の諸室は、選手村からバンクまでのエリアに配置。
- ・多目的トイレや福祉席を仮設設置。
- ・プレハブや大型テント等、建築確認が必要な仮設物の設置はなし。

《**本大会に向けて**》会場の状況変化（施設解体）を考慮し、仮設物の内容や設置場所等を検討。





3 競技会運営

◆競技会係員

- ・職員約15名/日を動員。
- ・総務係、受付案内係および救護係として配置。

◆競技補助員（高校生）

- ・競技日に県内の自転車競技部員10名/日を動員。
- ・競技運営に関する業務に従事。

◆競技会補助員（ボランティア）

- ・一般ボランティア1名を動員。
- ・受付案内係において、ドリンク補充や受付業務に従事。

《**本大会に向けて**》競技会運営の包括的な外部委託を導入し、職員の動員を最小限とする。





4 おもてなし・熱中症対策

◆ドリンク

〈選手・競技役員向け〉

- ・アイスボックス（どぶづけ）にてペットボトルを配布。
- ・ウォーターサーバーを設置。

〈一般向け〉

- ・近江の茶（カートカン）の無料ふるまいを実施（100本/日）。
- ・ウォーターサーバーを設置。

◆その他の熱中症対策

- ・WBGT（暑さ指数）の計測および放送による周知を通じて、熱中症予防を喚起。
- ・競技役員および補助員に冷感スカーフを配布。

《**本大会に向けて**》 本大会はリハーサル大会と同時期に開催するため、引き続き熱中症対策を実施。





5 輸送・駐車場・宿泊・弁当

◆輸送

- ・競技役員向けに輸送を実施（宿泊地⇔競技会場、競技会場間（ロード⇔トラック））。

◆駐車場

- ・関係者、観覧者等の車両はすべて第4駐車場に割り当て。
- ・駐車場の7割ほどが埋まっていた。

◆宿泊

- ・競技役員は大津市内に宿泊。
- ・選手監督は、各自もしくは斡旋業者の手配により宿泊（京都市内等）。

◆弁当

- ・競技役員、補助員等に支給。
- ・選手監督に斡旋。
- ・弁当配布時間11:00～14:00、ガラ回収～15:30



《**本大会に向けて**》来場者が多くなることから、駐車場および選手・監督宿泊先の確保を図る。



6 医療救護

◆医師・看護師の配置

- ・公式練習日 看護師 1名/日
- ・競技日 医師 2名/日
看護師 2名/日

◆医療救護対応

- ・バンク内に救護席、選手管理センター内に救護室を設置し対応。
- ・傷病者は合計3名（すべて選手）。うち、落車による負傷は2名。
- ・救急車の常駐なし。
- ・救急搬送なし。



《本大会に向けて》引き続き地域の医療関係者と連携し、医師・看護師の確保を図る。



7 会議・式典

◆会議（会場 永守重信市民会館）

〈監督会議〉

- ・出席者 滋賀県副知事、東近江市部長、滋賀県自転車競技連盟会長、京都府文化施設政策監、向日市長、主要競技役員

〈役員会議〉

- ・出席者 競技役員

◆式典

〈メダルセレモニー〉（会場：バンク入場門付近）

- ・上位3位まで表彰。
- ・プレゼンター 滋賀県自転車競技連盟会長、滋賀県大会局長
※各セレモニー1人で対応。

〈総合表彰式〉（会場：永守重信市民会館）

- ・出席者 滋賀県大会局副局長、東近江市長、J C F 副会長、滋賀県自転車競技連盟会長。
- ・男子総合、女子総合それぞれ上位8位まで表彰。

《**本大会に向けて**》本大会にふさわしい会議・式典となるよう、進行シナリオ等を綿密に準備していく。





SAGA 2024国民スポーツ大会 自転車（トラックレース）競技会 視察結果



1 大会概要

◆日程

公式練習 令和6年10月4日(金)～5日(土)
 競技 令和6年10月6日(日)～9日(水)

◆会場

OddsPark TAKEO (武雄競輪場)

◆種目

- ・ケイリン (男子A・B、女子)
- ・スプリント (男子A・B、女子)
- ・ポイント・レース (男子A・B、女子)
- ・スクラッチ・レース (男子A・B、女子)
- ・1kmタイムトライアル (男子A・B、女子)
- ・4kmチーム・パーシュート (男子)
- ・チームスプリント (男子、女子)

滋賀県選手団の活躍

【男子A】

スクラッチ・レース第1位
 ポイント・レース第7位



◆来場者数 (競技日)

選手・監督	439名/日
大会関係者	約200名/日
医師・看護師等	6名/日
視察・報道員	延べ 294名
来賓・招待者等	延べ 50名
学校観戦	延べ1,413名
一般来場者	延べ1,930名



2 競技会場、公式練習

◆競技会場

- ・観客席
既設のメインスタンドに加え、屋外に仮設でテントや座席を設置。
- ・選手控所
(1)テント内に車立台や棚等の仮設物なし。
(2)各テントにて自転車を保管。
※リハ大会時は自転車保管庫を設置。

◆公式練習

- ・競技日前2日間で実施。
- ・事前に時間を割り当てられた班分けにより練習を実施。

《課題》観覧席や選手控えテントの設置方法について、会場の特徴の違いを踏まえながら検討。





3 競技会運営

【競技日】

◆競技会係員

- ・職員は、46-58名/日、合計218名動員。
- ・総務班、受付班、競技会場班、式典表彰班、救護班、おもてなし班、駐車場班に分かれて従事。

◆競技補助員（高校生）

- ・バンク内で各日14名が従事。
- ・自転車競技部のある高校を含め3校から動員。

◆競技会補助員（高校生）

- ・式典実施日のみ、式典表彰班で各日9名が従事。

◆ボランティア

- ・各日17-44名を動員。
- ・受付班、競技会場班、おもてなし班で従事。

《課題》

- ・競技会係員や競技補助員等、それぞれ必要な人数について検討。
- ・競技会運営の包括的な外部委託の検討。





4 ふるまい、売店、ドリンクコーナー

◆ふるまい

- ・各日3店舗が無料ふるまいを実施。
- ・内容：銘菓や豚汁等。

◆売店

- ・合計12店舗が出店。
- ・内容
 - ①アロママッサージ
 - ②スポーツ用品、国スポ関連グッズの販売
 - ③特産品、銘菓、軽食等の販売

※既存の食堂も営業

◆ドリンクコーナー

- ・選手監督用、一般用、学校観戦用として3箇所を設置。
- ・内容：お茶、スポーツ飲料等の配布。



《課題》

- ・整備工事の影響を考慮した、売店設置場所や提供内容の検討。
- ・ドリンクコーナーにおける提供内容の検討。



5 輸送、駐車場

◆輸送

〈一般向け〉

- ・武雄温泉駅⇔会場間でシャトルバスを運行。

〈競技役員向け〉

- ・市が所有するマイクロバスを運行（一般向けバスも利用）。

◆駐車場

〈選手監督用〉

- ・選手控所から徒歩2分ほどの駐車場を利用。駐車場で荷降ろしし、選手控所まで自転車等の機材を運搬していた。

〈その他〉

- ・競技役員用、競技会係員用、ボランティア用、来賓用、メディア関係者用、一般用に分けていた。

《課題》一定数の利用が想定されるため、競技役員向けのバスの手配について輸送運搬管理業者を介して調整する。





6 衛生

◆宿泊

〈選手監督〉

- ・ 2 / 3 程度は武雄市内、残りは太良町および長崎県に宿泊。

〈競技役員〉

- ・ 会場最寄り駅付近に宿泊。

◆弁当

- ・ 弁当配布11:00～13:30、～14:30ガラ回収。
- ・ 弁当配布までは保冷車にて保管。
- ・ 掛け紙は地元高校生がデザイン。

《課題》本県大会は9月に開催の予定であり、一層の暑熱が予想されることから、食中毒対策（弁当の保冷車保管等）に万全を期する必要がある。



弁当掛け紙



7 医療救護

◆医師・看護師の配置

公式練習日：看護師2名、保健師1名
競技日：医師3名、看護師2名、
保健師1名

◆医療救護対応

- ・救急車の常駐なし。
- ・救急搬送は11件。
- ・公式練習日にも落車が発生し、救急搬送。

◆救急搬送の流れ

- 落車発生
→現場で医師・看護師・救護班により応急処置
→競技役員により医務室へ搬送

《課題》今回、医師を配置していない公式練習日にも落車が発生し、救急搬送を要した。

各日の医師・看護師の配置人数や公式練習日においても医師の配置が必要かどうかについて検討を行う。





8 警備、消防、学校観戦

◆警察・消防

- ・ 緊急時対応への協力を依頼。

◆警備

- ・ 日中の交通誘導4名、夜間警備3名配置。

◆学校観戦

- ・ 日曜日を含めた競技日4日間とも観戦を実施。
- ・ 市内の小中学生約1,400名が観戦。
- ・ スティックバルーンを配布し、スタートしてからゴールの間までグッズを使い応援。

《課題》

佐賀大会と同様、各テントで自転車を保管可能とするため、夜間警備を実施する必要がある。





9 式典

◆種目別表彰

- ・各種目1位から8位まで表彰。
- ・順位確定後、各日の競技終了後にまとめて表彰を実施。
- ・プレゼンター
市長や副市長等会場地関係者、JCF副会長、県車連会長。
- ・プレゼンターのサポート
高校生の競技会補助員。

◆総合表彰式

- ・ロードレース競技会場にて実施。
- ・各種別、トラックレースおよびロードレースの総獲得点の合計1位の選手にMVP表彰を実施。

《課題》

表彰の方法や副賞について、ロード・レースを運営する東近江市や競技団体等の意見も聞きながら検討。





準備状況・今後のスケジュール

【準備状況】

令和5年3月 第1回運営委員会開催、基本計画・総合年次計画を承認

7月 リハーサル大会・本大会会場等設計業務委託開始

9月 SAGA2024国スポ自転車（トラックレース）競技リハーサル大会視察

10月 燃ゆる感動かごしま国体自転車（トラック・レース）競技会視察

12月 燃ゆる感動かごしま国体事業概要説明会出席

令和6年2月 第2回運営委員会開催、リハーサル大会開催方針を承認

2月～8月 リハーサル大会準備

9月 リハーサル大会開催

10月 SAGA2024国スポ自転車（トラックレース）競技会視察

12月 リハーサル大会振り返り
SAGA2024国民スポーツ大会自転車競技会事業概要説明会出席

【今後のスケジュール】 ※予定

令和7年2月 第3回運営委員会開催（書面） ← **現在**

4月 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会実施本部（仮称）設置

5月頃 第4回運営委員会開催

9月 わたSHIGA輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会開催

11月～12月 わたSHIGA輝く国スポ自転車（トラック・レース）競技会事業概要説明会実施

参考資料

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則
- (2) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 県外・県市町共催等競技会運営委員会規程



平成 25 年 (2013 年) 10 月 31 日
第 1 回 総 会 決 定
令和 4 年 (2022 年) 8 月 7 日
第 10 回 総 会 一 部 改 正

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、令和 7 年 (2025 年) の第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を滋賀県において開催するため必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針および計画の策定
- (2) 両大会における実施競技および会場の選定
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 両大会開催および準備に必要な業務および経費の決定
- (5) 両大会開催および準備に係りのある機関・団体との連絡調整
- (6) その他両大会開催および準備に必要な事業

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長および次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 県ならびに市町の代表者および職員
- (2) 県および市町の議会の議員
- (3) 両大会開催準備および運営に係りのある機関・団体の代表者および役員
- (4) その他両大会開催準備および運営に係りのある者

2 会長および委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 80名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、滋賀県知事をもって充てる。

- 2 副会長および常任委員は、総会において委員のうちから選任する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員および監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第8条 委員および監事の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員および監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員および監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により委員および監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、副会長および常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは「副会長および常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。
- 5 顧問および参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項および第2項の規定は、顧問および参与の任期について準用す

る。この場合において、これらの規定中「委員および監事」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任委員会
 - (3) 専門委員会
 - (4) 県外・区市町共催等競技会運営委員会
- 2 開催準備委員会に特別委員会を置くことができる。
(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 両大会開催の基本方針に関する事。
 - (2) 会則の制定および改廃に関する事。
 - (3) 事業計画および事業報告に関する事。
 - (4) 収支予算および収支決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) 特別委員会の設置に関する事。
 - (7) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
- 6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。

- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会に付託または委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を次の総会に報告しなければならない。
- 8 前条第5項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副会長および常任委員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「専門委員」と、「開催準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(県外・区市町共催等競技会運営委員会)

第14条 県外・区市町共催等競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、会長が委嘱する運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、常任委員会から委任された事項について決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 3 第8条第1項の規定は、運営委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委員および監事」とあるのは「運営委員」と、「実行委員会」とあるのは「運営委員会」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

(特別委員会)

第15条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

- 第16条 会長は、特に緊急を要するため総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第17条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第18条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

(収支予算および収支決算)

- 第19条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。
- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第20条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 雑則

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第22条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。
- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

- 1 この会則は、平成25年10月31日から施行する。

2 開催準備委員会の設立当初の会計年度は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この会則は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

附 則

この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の方針、計画および関係規程等中「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

令和4年(2022年)8月7日
第10回総会決定**わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
県外・県市町共催等競技会運営委員会規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会会則(以下「会則」という。)第10条第1項第4号の規定に基づき、県外・県市町共催等競技会運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営委員会の種類等)

第2条 運営委員会の種類および常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(構成)

第3条 運営委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「実行委員会」という。)の会長(以下「会長」という。)が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(役員)

第4条 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長および副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

ただし、委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

3 運営委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

(部会)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月7日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	委任事項
自転車（トラック・レース） 競技会運営委員会	1 総合的な計画の推進に関すること 2 競技施設等の整備計画の推進に関すること
馬術 競技会運営委員会	3 広報活動および県民運動の推進に関すること 4 競技運営に係る計画の推進に関すること 5 宿泊業務に関すること
ライフル射撃（50m、10m、BR・BP） 競技会運営委員会	6 医療救護、食品衛生および環境衛生に関する こと 7 輸送および交通に関すること
ラグビーフットボール 競技会運営委員会	8 警備および消防防災に関すること 9 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営委員 会に限る。）
ボウリング 競技会運営委員会	10 その他競技会を開催するために必要な事項に 関すること

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 第3回自転車（トラック・レース）競技会運営委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職名	所属		氏名
	機関・団体名	役職名	
委員長	公益財団法人滋賀県スポーツ協会	事務局長	片山 彰一
副委員長	一般社団法人滋賀県自転車競技連盟	理事長	城念 久雄
副委員長	京都府自転車競技連盟	理事長	坂井田 米治
委員	京都府自転車競技事務所	所長	大藤 貴史
委員	一般社団法人乙訓医師会	会長	鈴木 博雄
委員	京都府乙訓保健所	所長	西浦 知子
委員	京都府向日町警察署	署長	田村 博之
委員	乙訓消防組合消防本部	消防長	浅田 太
委員	向日市教育委員会	教育部長	水上 信之

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号

滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 県運営競技係

TEL 077-528-3693 / FAX 077-528-4832

e-mail: cycling-track@pref.shiga.lg.jp

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャップイー